

令和7年度の審議の進め方

令和7年8月5日
中部地方整備局

再評価実施間隔

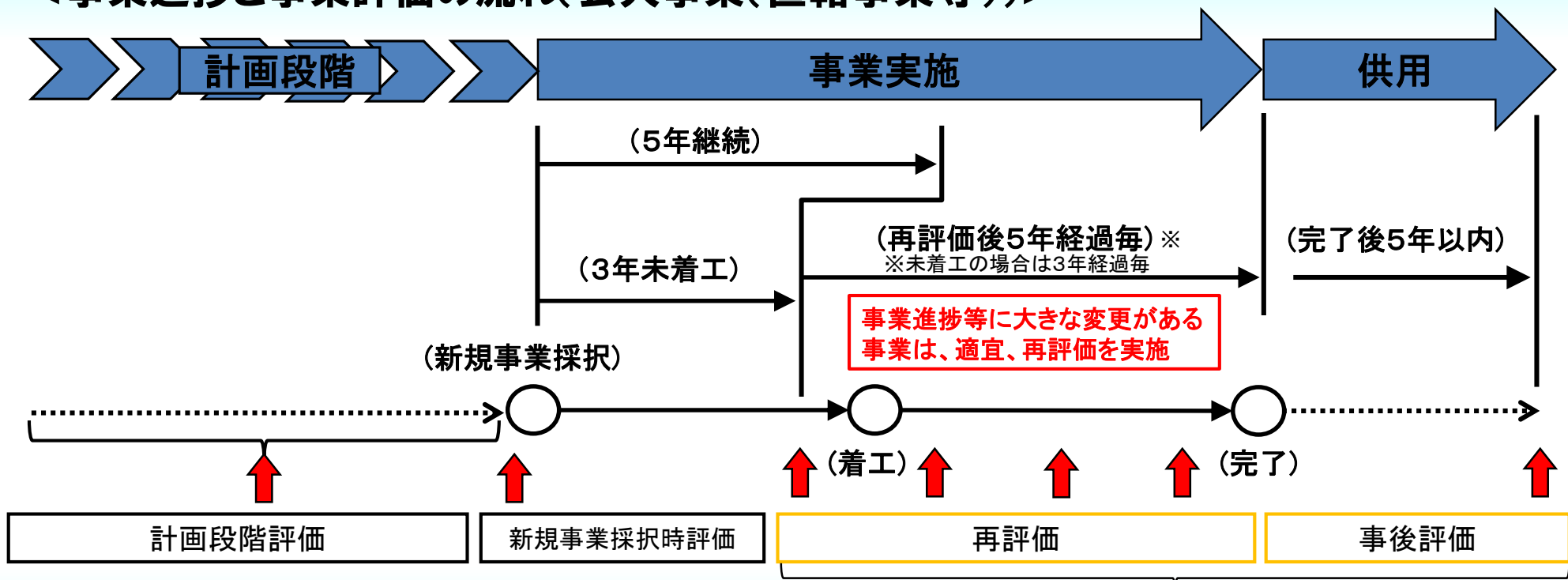
中部地方整備局の対応

再
評
価

■再評価実施間隔

- ・ 5年を基本、未着工が継続する事業は3年
- ⇒事業進捗等に大きな変更がある事業は、適宜、再評価を実施

<事業進捗と事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))>



中部地方整備局事業評価監視委員会は、再評価及び事後評価を実施する事業の対応方針(原案又は案)について審議を行う

令和7年度における審議区分

	中部地方整備局の対応
再評価	■メリハリある審議 ・ 事業進捗等に大きな変更がない事業は、資料を簡明化（一覧表等）し審議を効率化 ・ 事業進捗等に大きな変更がある事業は、十分な審議時間を確保して審議 ⇒ <u>メリハリある審議（重点・一括）を継続</u>



メリハリある審議（「進捗状況等に大きな変更が生じた事業」の審議の充実を図る。）

令和7年度における審議区分

重点審議

（進捗状況等に大きな変更が生じた事業）

- ・ 委員会において、十分な審議時間を確保して審議の充実を図る

以下の項目に1つでも該当する事業

- (1) 事業計画が大きく変更された事業
- (2) 需要量等が大きく減少する事業
- (3) 事業費が大きく増加する事業
- (4) 事業進捗の予定が大きく変更される事業
- (5) その他の要因により進捗状況等に大きな変更が生じた事業

一括審議

（進捗状況等に大きな変更が生じていない事業）

- ・ 一覧表等を用い簡潔に説明、審議の効率化を図る

※委員会での審議の必要性について委員から提示された場合は、重点審議に変更

- ① 委員会前に資料を送付し、意見等を収集
- ② 委員会当日は、県知事等の意見や事前に収集した意見について報告を行い審議
- ③ 説明は、前回からの変更点、進捗状況、進捗の見込みについて簡潔に行う。

報告

（流域委員会等で審議を行った事業）

- ・ 簡潔に説明する